

令和 7 年

第 1 回おいらせ町議会臨時会

議 案 書

青森県おいらせ町

令和 7 年 第 1 回おいらせ町議会臨時会議案書 目次

議案番号	件 名	頁
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について)	5
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産 税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)	14
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に ついて)	17
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施 設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正 する条例について)	20
承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算 (第 8 号) につい て)	23
議案第 4 2 号	水槽付消防ポンプ自動車 (下田第 5 分団) 購入契約の締結に ついて	27

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 6 号

おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について

おいらせ町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和 7 年度税制改正による地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が、令和 7 年 3 月 31 日公布、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分するものである。

おいらせ町町税条例の一部を改正する条例

おいらせ町町税条例（平成１８年おいらせ町条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１８条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第３４条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を

「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する

方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後のおいらせ町町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべ

き新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前のおいらせ町町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

- 第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、おいらせ町町税条

例第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) おいらせ町町税条例第 9 4 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 7 号

おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

減収補填制度改正による原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）の一部改正が、令和7年3月31日公布、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分するものである。

おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成１８年おいらせ町条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に、「生産設備」を「設備」に、「に限る。以下同じ。」を「であって、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第１０条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成１３年総務省令第５４号）第１条第２項に規定する特定償却資産（倉庫業の用に供するものを除く。以下「特定償却資産」という。）に該当するものを含むものに限る。」に改め、「」を構成する減価償却資産のうちに原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第１０条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成１３年総務省令第５４号）第１条第２項に規定する対象設備（以下「対象設備」という。）を含むもの（」を削り、「特定設備」を「対象設備」に改め、「特定設備に係る」を削り、「及び償却資産」の次に「（特定償却資産に該当するものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 8 号

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和 7 年度税制改正による地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 119 号）が、令和 7 年 3 月 31 日公布、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分するものである。

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

おいらせ町国民健康保険税条例（平成１８年おいらせ町条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「及び資産割額」を削り、同項ただし書中「６５万円」を「６６万円」に改め、同条第３項中「及び資産割額」を削り、同項ただし書中「２４万円」を「２６万円」に改め、同条第４項中「及び資産割額」を削る。

第２３条第１項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同項第２号中「２９万５千円」を「３０万５千円」に改め、同項第３号中「５４万５千円」を「５６万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ この条例による改正後のおいらせ町国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 9 号

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る
固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

減収補填制度改正による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）の一部改正が、令和 7 年 3 月 31 日公布、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分するものである。

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る
固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定
資産税の特別措置に関する条例（平成30年おいらせ町条例第4号）の一
部を次のように改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 8 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 10 号

令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 8 号）について

令和 6 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,270 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,300,178 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 配当割交付金		5,200	6,557	11,757
	1 配当割交付金	5,200	6,557	11,757
5 株式等譲渡所得割交付金		5,200	9,193	14,393
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,200	9,193	14,393
6 法人事業税交付金		21,000	14,199	35,199
	1 法人事業税交付金	21,000	14,199	35,199
7 地方消費税交付金		590,000	44,183	634,183
	1 地方消費税交付金	590,000	44,183	634,183
11 地方交付税		3,875,213	74,758	3,949,971
	1 地方交付税	3,875,213	74,758	3,949,971
15 国庫支出金		2,474,051	8,648	2,482,699
	2 国庫補助金	879,128	8,648	887,776
18 寄附金		35,137	2,000	37,137
	1 寄附金	35,137	2,000	37,137
19 繰入金		612,258	△146,268	465,990
	2 基金繰入金	601,408	△146,268	455,140
歳 入	合 計	13,286,908	13,270	13,300,178

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,010,974	3,570	2,014,544
	2 企画費	530,875	3,570	534,445
3 民生費		4,611,583	9,700	4,621,283
	2 児童福祉費	2,393,882	9,700	2,403,582
8 土木費		1,665,889	0	1,665,889
	2 道路橋りょう費	882,288	0	882,288
歳 出	合 計	13,286,908	13,270	13,300,178

議案第 4 2 号

水槽付消防ポンプ自動車（下田第 5 分団）購入契約の締結について

水槽付消防ポンプ自動車（下田第 5 分団）購入契約を別紙のとおり締結するものとする。

令和 7 年 5 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 4 9 号）第 3 条の規定により、水槽付消防ポンプ自動車（下田第 5 分団）購入契約を締結するため提案するものである。

別 紙

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 水槽付消防ポンプ自動車（下田第5分団）購入 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 44,770,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 青森県八戸市大字河原木字北沼15番地7
株式会社 八戸鉄工所
代表取締役社長 田村 嘉章 |

令和 7 年 第 1 回おいらせ町議会臨時会議案書 添付参考資料

No.	内 容	頁
1	承認第 2 号関係 おいらせ町町税条例 新旧対照表（抜粋）	30
2	承認第 3 号関係 おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例 新旧対照表（抜粋）	39
3	承認第 4 号関係 おいらせ町国民健康保険税条例 新旧対照表（抜粋）	41
4	承認第 5 号関係 おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例 新旧対照表（抜粋）	43
5	議案第 42 号関係 水槽付消防ポンプ自動車（下田第 5 分団）購入契約の締結について 入開札一覧表	44

1 承認第2号関係

おいらせ町町税条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 後	改 正 前
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を</u>おいらせ町公告式条例(平成18年おいらせ町条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする</u>ものとする。 (納税証明事項) 第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除</u>	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、おいらせ町公告式条例(平成18年おいらせ町条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u>ものとする。 (納税証明事項) 第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得

改正後	改正前
額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、	金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活</u>

改 正 後	改 正 前
同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。	動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。
2～10 略	2～10 略
（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
第36条の3の2 略	第36条の3の2 略
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 扶養親族又は特定親族の氏名	(3) 扶養親族の氏名
(4) 略	(4) 略
2～6 略	2～6 略
（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所	第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所

改 正 後	改 正 前
得金額が９５万円以下であるものに限る。)をいう。第２号において同じ。)又は扶養親族(年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。) <u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (１)・(２) 略 (３) 扶養親族 <u>又は特定親族</u>の氏名 (４) 略 ２～５ 略 (種別割の税率) 第８２条 略 (１) 原動機付自転車 ア 総排気量が０．０５リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワット以下のもの (<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。) 年額 ２,０００円 イ ２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え、０．０９リットル以下のもの (<u>ウに掲げるものを除く。)</u> <u>又は</u> 定格出力が０．６キロワットを超え、０．８キロワット以下のもの 年額 ２,０００円 <u>ウ ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの 年額 ２,０００円</u>	得金額が９５万円以下であるものに限る。)をいう。第２号において同じ。)又は扶養親族(年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (１)・(２) 略 (３) 扶養親族の氏名 (４) 略 ２～５ 略 (種別割の税率) 第８２条 略 (１) 原動機付自転車 ア 総排気量が０．０５リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワット以下のもの (<u>エ</u>に掲げるものを除く。) 年額 ２,０００円 イ ２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え、０．０９リットル以下のもの <u>又は</u> 定格出力が０．６キロワットを超え、０．８キロワット以下のもの 年額 ２,０００円

改正後	改正前
<u>エ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの <u>(ウに掲げるものを除く。)</u> <u>又は</u> 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>オ</u> 略 (2)・(3) 略 (種別割の減免) 第89条 略 2 略 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 <u>(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</u> (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された <u>身体障害者若しくは</u> 身体障害者等と生計を一にする者若しくは	<u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの <u>又は</u> 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>エ</u> 略 (2)・(3) 略 (種別割の減免) 第89条 略 2 略 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された <u>身体障害者又は</u> 身体障害者等と生計を一にする者若しくは身

改 正 後	改 正 前
は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<u>又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示</u>するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 運転免許証<u>又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u> (6) 略 <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4・5</u> 略 附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2～22 略 23 法<u>附則第15条第36項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。 24 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する町の	体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<u>を提示</u>するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 運転免許証の<u>番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u> (6) 略 <u>3・4</u> 略 附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2～22 略 23 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。 24 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する町の

改 正 後	改 正 前
条例で定める割合は2分の1とする。 25 法<u>附則第15条第40項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。 26 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。 27・28 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～13 略 <u>14 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> <u>15・16 略</u> <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> <u>第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)</u> <u>に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める</u>	条例で定める割合は2分の1とする。 25 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。 26 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。 27・28 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～13 略 <u>14・15 略</u>

改 正 後	改 正 前
<u>方法により換算した紙巻たばこ（第 9 2 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u> <u>(1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0. 3 5 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0. 3 5 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法</u> <u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0. 2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 2 0 本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>	

2 承認第3号関係

おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例
新旧対照表（抜粋）

改正後	改正前
（不均一課税） 第2条 法第3条第3項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から<u>令和9年3月31日</u>までの期間（当該期間内に原子力発電施設等立地地域に該当しないこととなった場合については、公示日からその該当しないこととなる日までの期間）内に、製造の事業、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供する設備（一の<u>設備</u>（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるもの<u>であって、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第2項に規定する特定償却資産（倉庫業の用に供するものを除く。以下「特定償却資産」という。）に該当するものを含むものに限る。</u>）の取得価格の合計額が2,700万円を超え、かつ、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）の数が15人を超えるものに限るものとし、法第2条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。以下「<u>対象設備</u>」という。）を新設し、又は増設した者に対し、対象設備である家屋（以下「適用家屋」という。）及び償却資産（<u>特定償却資産に該当するものに限る。</u>）並びに適用家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする適用家屋の建設の着手があつた場合における当該土	（不均一課税） 第2条 法第3条第3項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から<u>令和7年3月31日</u>までの期間（当該期間内に原子力発電施設等立地地域に該当しないこととなった場合については、公示日からその該当しないこととなる日までの期間）内に、製造の事業、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供する設備（一の<u>生産設備</u>（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるもの<u>に限る。</u>以下同じ。）の取得価格の合計額が2,700万円を超え、かつ、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）の数が15人を超えるものに限るものとし、法第2条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。）<u>を構成する減価償却資産のうちに原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第2項に規定する対象設備（以下「対象設備」という。）を含むもの（以下「特定設備」という。）</u>を新設し、又は増設した者に対し、<u>特定設備に係る</u>対象設備である家屋（以下「適用家屋」という。）及び償却資産並びに適用家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする適用家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に課する固定資産税

改 正 後	改 正 前
地に限る。)に課する固定資産税について不均一の課税（以下「不均一課税」という。）をする。	について不均一の課税（以下「不均一課税」という。）をする。

3 承認第4号関係

おいらせ町国民健康保険税条例 新旧対照表 (抜粋)

改正後	改正前
(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1)～(3) 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6 6万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>6 6万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>2 6万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 6万円</u>とする。 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減	(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1)～(3) 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6 5万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>6 5万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>2 4万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 4万円</u>とする。 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減

改正後	改正前
額して得た額が<u>6 6 万円</u>を超える場合には、<u>6 6 万円</u>）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>2 6 万円</u>を超える場合には、<u>2 6 万円</u>）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>3 0 万 5 千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 6 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2・3 略	額して得た額が<u>6 5 万円</u>を超える場合には、<u>6 5 万円</u>）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>2 4 万円</u>を超える場合には、<u>2 4 万円</u>）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>2 9 万 5 千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 4 万 5 千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2・3 略

4 承認第5号関係

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 後	改 正 前
（課税免除） 第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意（当該同意が令和10年3月31日までに行われたものに限る。）の日（以下「同意日」という。）から同月31日までの期間内に、承認地域経済牽引事業のための施設（以下「対象施設」という。）で次に掲げる要件に該当するもの（以下「適用対象施設」という。）を法第4条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した法第14条第1項に規定する承認地経済牽引事業者に対し、適用対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「総務省令」という。）第3条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。 (1)・(2) 略	（課税免除） 第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意（当該同意が令和7年3月31日までに行われたものに限る。）の日（以下「同意日」という。）から同月31日までの期間内に、承認地域経済牽引事業のための施設（以下「対象施設」という。）で次に掲げる要件に該当するもの（以下「適用対象施設」という。）を法第4条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した法第14条第1項に規定する承認地経済牽引事業者に対し、適用対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「総務省令」という。）第3条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。 (1)・(2) 略

5 議案第42号関係

水槽付消防ポンプ自動車（下田第5分団）購入契約の締結について

入 札 一 覧 表

開 札 執 行 日	令和 7年 4月21日		
入 札 執 行 者	財政管財課長 田中 淳也	入札立会者	会計管理者 澤頭 則光
番 号 ・ 件 名	物 品 第 9 号 水槽付消防ポンプ自動車（下田第5分団）購入		
納 品 場 所	おいらせ町 中下田 地内		
入札書比較価格 (予定価格の税抜)	金 41,220,000 円		
予定価格(税込)	金 45,342,000 円		
入 札 者 氏 名	入 札 結 果		備 考
	順位	金 額	
株式会社八戸鉄工所	1	40,700,000	落札
三栄防火機材株式会社	3	40,930,000	
互光産業株式会社	4	40,950,000	
三共防災株式会社	6	41,020,000	
株式会社善知鳥防災		辞退	
青森三菱ふそう自動車販売株式会社 八戸営業所		辞退	
青森日野自動車株式会社 八戸営業所		辞退	
いすゞ自動車東北株式会社 青森支社 十和田支店		辞退	
株式会社荒沢商会	5	41,000,000	
有限会社丸栄消機	2	40,880,000	

落札額 40,700,000円（税抜） 契約額 44,770,000円（税込）

※ 入札書比較価格及び入札金額には消費税額が含まれていない。